

関係人口創出事業「度会県プロジェクト」業務委託  
企画提案コンペ参加仕様書

1 委託業務の内容（詳細は別添「業務仕様書」のとおり）

- (1) 委託業務名 関係人口創出事業「度会県プロジェクト」業務委託
- (2) 委託期間 契約締結の日から令和3年3月14日（日）まで

2 契約上限額

1,196,690円（税込）（消費税及び地方消費税は10%として計算）

3 参加条件

企画提案コンペ参加申込書（第1号様式）及び同申込書3に記載の添付書類を提出した者

4 企画提案コンペの実施方法

この参加仕様書に基づき提出された企画提案資料について、別に設置する「関係人口創出事業『度会県プロジェクト』業務委託企画提案コンペ選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）において、書類審査とプレゼンテーション審査を行い、総合的に評価して最優秀提案を選定します。

(1) 企画提案書の内容についての質問の受付及び回答

質問の受付期間

令和2年9月11日（金）17時15分まで

質問の提出

当企画提案コンペに関する質問は、文書（様式自由、ただし規格はA4版）にて行うものとし、11項に記載の担当部局まで、持参、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出してください。ファクシミリ、電子メールの場合は、送信後、電話にて着信を確認してください。

なお、質問文書には、組織名その他、回答を受ける担当窓口の部課名、氏名、電話及びファクシミリ番号、電子メールアドレスを明記してください。

質問の内容

質問は、原則として、当該委託業務にかかる条件や応募手続き等の事項に限るものとし、企画内容に関する照会にはお答えできませんので、ご了承ください。

質問に対する回答

いただいた質問には、令和2年9月15日（火）17時15分までに、11項に記載の担当部局のホームページに回答を掲載させていただきます。

(2) 企画提案資料の提出

提出期限 令和2年9月17日（木） 17時15分まで（必着）

提出場所 11項に記載の担当部局

提出方法 上記提出場所に持参又は郵送等による送付  
(メール及びファクシミリでの提出はお受けできません。)

受理の確認

郵送等にて提出する場合は、提出期限までに電話にて担当部署に受理の確認をしてください。

(3) プレゼンテーションの実施

開催日 令和2年9月24日(木)(予定)

プレゼンテーションの要否及び実施日時については、9月18日(金)以降に、企画提案資料記載の連絡先に電子メール等にて連絡します。

プレゼンテーションの実施日については、応募件数等、事情により変更になる場合があります。

応募多数の場合、プレゼンテーションを行う提案事業者を書類選考で選出させていただきます。

開催方法 県が指定するウェブ会議システム

詳細は、プレゼンテーションの日時の連絡に合わせてご案内します。

その他

説明は、提出いただいた企画提案書及び見積書によるものとします。なお、スライド映写は使用できません。

5 提出書類

(1) 企画提案コンペ参加申込書(第1号様式) 1部

(2) 企画提案書 8部

原則A4版・両面長辺綴じ印刷・文字サイズおおむね12ポイント以上。

表紙を含め30ページ以内。

記載内容(実際に履行可能な内容を記載してください。)

企画提案

業務委託仕様書の業務内容に沿って具体的な提案内容を記載すること。

業務の実施体制

当業務を円滑に推進するための提案者の実施体制の詳細。

実施スケジュール

当業務を円滑に推進するための具体的スケジュール。

類似事業の実績

類似事業の実績があれば、その実施内容(実施年度、事業名、契約相手先)を記載してください(5件まで)。

(3) 共同体等、複数者から成る組織による参加の場合の資料 8部

共同事業体協定書兼委任状(様式例:第3号様式)及び組織の規程・会則を企画提案書とは別に提出してください。

(コピー可。ただし、共同事業体協定書兼委任状については、原本1部要。)

(4) 見積書 8部

記載様式は特に定めませんが、業務委託仕様書に定める委託業務について、可能な限り詳細に内訳額を記載してください。(原本1部、副本9部)

(5) 提案事業者の概要書 8部

提案事業者の組織概要(名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等)、組織体制(主な事業所を含む)、沿革等を簡潔に記載したもの。

6 最優秀提案を選定するための評価基準

以下の項目等により、企画提案資料を総合的に評価して選定します。

(1) 実現性

提案内容について、具体的で実現可能性の高い内容であるか。  
また、実施スケジュールについて具体的で無理のない計画か。

(2) 目的との合致

委託業務の目的に合致したもとなっているか。

(3) 訴求性(比重配点×2)

オンラインサロンへの参加が促進されるよう、多くの方が興味・関心を示す提案となっているか。

(4) 有効性(比重配点×2)

関係人口が、オンラインサロンへの参加を通して、南部地域への関心と愛着を高め、地域との継続的なつながりづくりを促進する効果的な提案となっているか。

(5) 実施体制

事業運営するにあたって適切な社内体制を構築できるか。また、三重県との連絡体制、事業に関係する社外組織との連携体制は十分か。

7 契約方法に関する事項

- (1) 最優秀提案者(ただし、関係人口創出事業「度会県プロジェクト」業務委託企画提案コンペ選定委員会の最低制限基準点以上)と契約条件及び業務仕様書の内容を協議し、当該業務仕様書に基づく見積書を提出いただいたうえで、委託契約を締結する。なお、最優秀提案者との契約締結時には、下記の納税証明書及び納税確認書が各1部必要となる。

消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3・未納税額のない証明用)」  
(所管税務署が過去6月以内に発行したもの)の写し

三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの)の写し

- (2) 最優秀提案者は契約実績証明書(様式例:第2号様式)を提出すること。

過去3年間の今回の委託金額と同規模程度(又は同規模以上)の契約実績があれば記載すること。契約実績がない場合も「該当なし」と記入して提出すること。

- (3) 契約時に契約保証金を納付すること。(契約保証金の額は、契約金額の100分の1

0以上)。ただし、三重県会計規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

(4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。

## 8 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

三重県は、受託業者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

## 9 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受託業者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

断固として不当介入を拒否すること。

警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

11項に記載の担当部局に報告すること。

契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、担当部局と協議を行うこと。

(2) 受託業者が上記の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定を準用し、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

## 10 その他

(1) 企画提案コンペ及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限ることとする。

(2) 提案に必要な一切の費用は、各提案者の負担とする。

(3) 企画提案書提出後、事業者が決定するまでの間は、企画提案書に記載された内容の変更を認めない。

(4) 企画提案書は、契約に至った場合に使用する他、事業者選定以外には使用しないものとし、県の文書規程に従い管理を行う。また、提出のあった各提案書については、返還を行わない。

(5) 提出された提案書については、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となる。ただし、企業秘密など公開することで提案者に不利益を与える部分は、原則として公開しないので、その部分を明記すること。

(6) 契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。また、三重県個人情報保護条例第68条及び第69条、第72条に委託を受けた事務に従事している者、若しくはしていた者に対する罰則規定があるので留意すること。

( 7 ) その他必要な事項は、三重県会計規則の規定によるものとする。

11 担当部局

〒 5 1 4 - 8 5 7 0

三重県津市広明町 1 3 番地

三重県地域連携部 南部地域活性化局 南部地域活性化推進課 ( 担当 : 山中・鈴木 )

電話 0 5 9 - 2 2 4 - 2 1 9 2      F A X   0 5 9 - 2 2 4 - 2 4 1 8

E-mail nanbu@pref.mie.lg.jp